

ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 概要

令和4年6月
総務省
総合通信基盤局

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)【概要】 1

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。
※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定のブロードバンドサービスを**基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。
※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。
※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者にも広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。
- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

諮問の概要

- 我が国が目指す未来社会であるSoceity5.0においては、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らし方を実現することが期待されており、また、新型コロナウイルス感染症への効果的な対処を図り、非対面・非接触を前提とする「新たな日常」を構築する観点からも、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスが不可欠な役割を果たすと想定されている。
- このような状況を踏まえ、総務省では、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号。以下「令和4年改正法」という。)により、一定のブロードバンドサービスを、「第二号基礎的電気通信役務」として、電気通信事業法における基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けた上で、
 - ① 不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度を創設するとともに
 - ② ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するための必要最小限の事業者規律を導入する等の制度改正を行ったところである。
- 令和4年改正法においては、上記の制度改正に関連して、第二号基礎的電気通信役務の範囲、新たな交付金制度の具体的内容及び事業者規律の具体的内容等の事項について政令及び総務省令において規定することとされており、これらを規定するために必要な事項について検討を行う。

答申を希望する事項

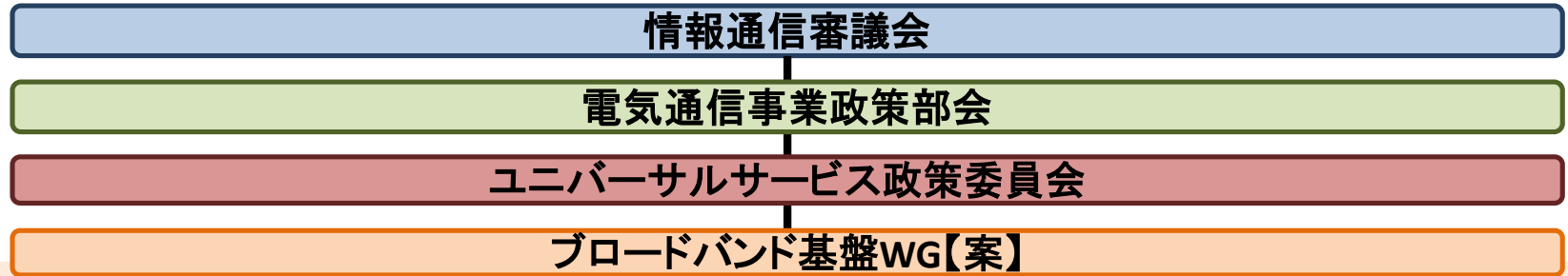
- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 第二号基礎的電気通信役務の範囲 | (4) 事業者規律の在り方 |
| (2) 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方 | (5) その他必要と考えられる事項 |
| (3) 交付金・負担金算定の在り方 | |

スケジュール

- 2022年(令和4年)12月を目途に一部答申を希望。その後、一部答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」の検討体制とスケジュール

○ 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」の詳細について、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会の下で「ブロードバンド基盤WG【案】」を開催して専門的かつ集中的に検討を行うことを希望。



- (主査) 大橋 弘 東京大学 副学長
- (主査代理) 相田 仁 東京大学大学院工学系研究科 教授
- (構成員)
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
- 岡田 羊祐 一橋大学大学院 経済学研究科 教授
- 春日 教測 甲南大学 経済学部 教授
- 関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授

- (オブザーバ) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、
 (一社)テレコムサービス協会、(一社)電気通信事業者協会、
 (一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、
 日本電信電話(株)、KDDI (株)、ソフトバンク(株)、(株)オプテージ
- 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
- 林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授
- 藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授
- 三友 仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授

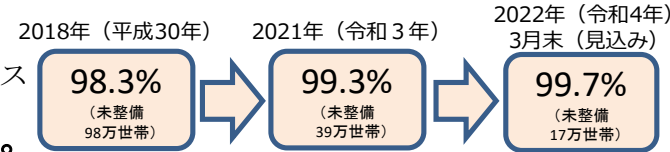
	令和4年							
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
(情報通信審議会)	諮問					一部答申案	パブコメ1ヶ月 意見反映	
電気通信事業政策部会	6/21	[Green bar]						
ユニバーサルサービス政策委員会	6/27	[Red bar]					報告案取りまとめ	一部答申を希望
ブロードバンド基盤WG【案】		[Orange bar]					取りまとめ案	

○ テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠な有線ブロードバンドサービスを、原則として日本全国どこでも利用可能にするため、電気通信事業法上の基礎的電気通信役務*の新たな類型として、有線ブロードバンドサービスを追加。

* 国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス

○ 全国のブロードバンドサービス事業者が負担する負担金を原資とする交付金制度を新設。

全国のFTTHの世帯カバー率
(各年3月末 推計値)



具体的には、

- ① 不採算地域における有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援(赤字の事業者に限る。)
- ② 未整備地域を新規整備した後の有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援。

2027年度末までに99.9%(目標)

該当するサービス

有線ブロードバンドサービス
(FTTH、CATV(HFC方式))



※ 携帯ブロードバンドサービスは、以下の理由から新たな交付金制度の対象とはしない。

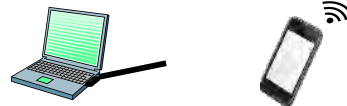
- ① 少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること
- ② 新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されること



ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者

有線ブロードバンド サービス事業者 携帯ブロードバンド サービス事業者



※携帯ブロードバンドサービス事業者も受益者として負担金を負担

負担金

(契約数に応じて負担)

約8円/月・契約
(現時点での試算)

支援対象事業者

不採算地域の
有線ブロードバンドサービス
事業者

※原則、赤字事業者を支援対象とし、黒字事業者は未整備エリアを新規整備した場合等の維持費用について例外的に支援

交付金

(赤字の一部を補填)

約230億円
(現時点での試算)

補填

※基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等が課される。

1. 第二号基礎的電気通信役務の範囲

- **高速度データ伝送電気通信役務**（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。…）**であつて総務省令で定めるもの**（以下「**第二号基礎的電気通信役務**」という。）。（第7条第2号）

2. 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方

- 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、**全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域**（以下この項及び次項において「**単位区域**」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（…）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「**一般支援区域**」という。）として指定することができる。
 - 一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として**総務省令で定める方法により算定した額**が零を上回ること。
 - 二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（**総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。**）を提供している電気通信事業者（**当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。**）の数が一以下であること。（第110条の2第1項）
- 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「**特別支援区域**」という。）として指定することができる。
 - 一 次のいずれかに該当すること。
 - 当該単位区域の地理的条件**その他の総務省令で定める事項**が第二号基礎的電気通信役務の**提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合**として**総務省令で定める場合に該当**すること。（第110条の2第2項）

3. 交付金・負担金算定の在り方

- 支援機関は、年度ごとに、**総務省令で定める方法により**第一百七条第二号の**交付金**（以下「**第二種交付金**」という。）**の額を算定し**、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
(第110条の4第1項)
- 前項の原価は、**能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法**により算定し、同項の収益は、**標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法**により算定しなければならない。
(第110条の4第4項)
- 支援機関は、年度ごとに、第一百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。…）に要する費用の全部又は一部に充てるため、**高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）**を提供する電気通信事業者であつて、**その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの**（以下この項において「**高速度データ伝送役務提供事業者**」という。）から、負担金を徴収することができる。
(第110条の5第1項)
- ただし、高速度データ伝送役務提供事業者の**前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金**（以下「**第二種負担金**」という。）**の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。**
(第110条の5第1項)
- 支援機関は、年度ごとに、**総務省令で定める方法により第二種負担金の額を算定し**、第二種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
(第110条の5第2項において準用する第110条第2項)

4. 事業者規律の在り方

- 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、**総務省令で定める軽微な変更**については、この限りでない。
(第13条第1項)
- 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び**総務省令で定める事項を除く**。第三項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(第19条第1項)
- 電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、**総務省令で定めるところにより**、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、**利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信役務**に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。
(第26条の4)
- 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（…）を**総務省令で定める技術基準**に適合するように維持しなければならない。
(第41条第1項)

5. その他検討が必要と考えられる事項【例】

- 新たな交付金制度の利用者への周知の在り方
- 新たな交付金制度における交付金額等の試算の精緻化
- 新たな交付金制度の名称

參考資料

- 近年、補助金等を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド（光ファイバ等）の未整備地域の解消が大きく進展したが、依然として、未整備地域が一部に存在する。
- 都道府県別に見ると、離島や山間地を多く有する地域において整備が遅れており、整備率の格差が発生している。

FTTHの世帯カバー率



● 令和2年度二次補正予算で約500億円を措置

2027年度末までに
99.9%を目指す

※ 町字別に、90%以上の提供がある場合は「1」、1～89%の提供の場合は「0.5」、提供なしの場合は「0」で世帯数を加重合計し、総世帯数で除したもの。
 ※ カバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入)。

都道府県別の光ファイバ整備率



※ 2021年3月末時点

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
- イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
- ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
- エ 負担割合： （自治体が整備する場合）

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

令和4年度当初予算額:36.8億円

令和3年度当初予算:36.8億円
令和3年度補正予算:17.8億円

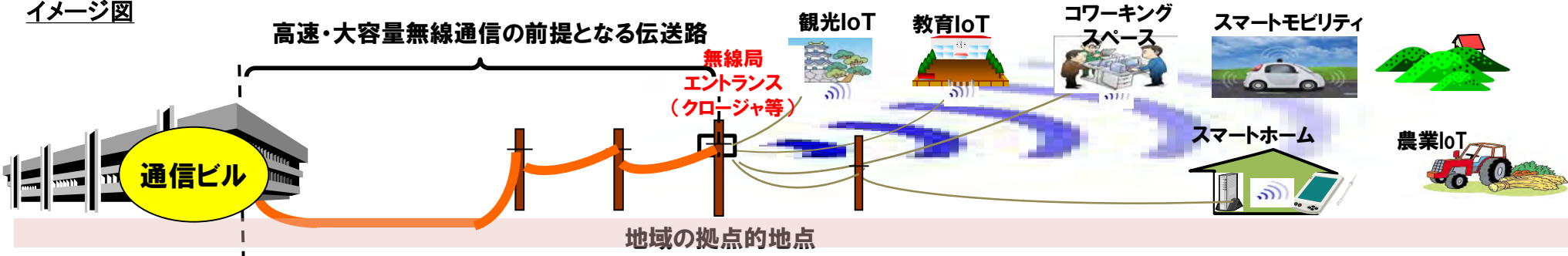
(第3セクター・民間事業者が整備する場合)
【離島】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

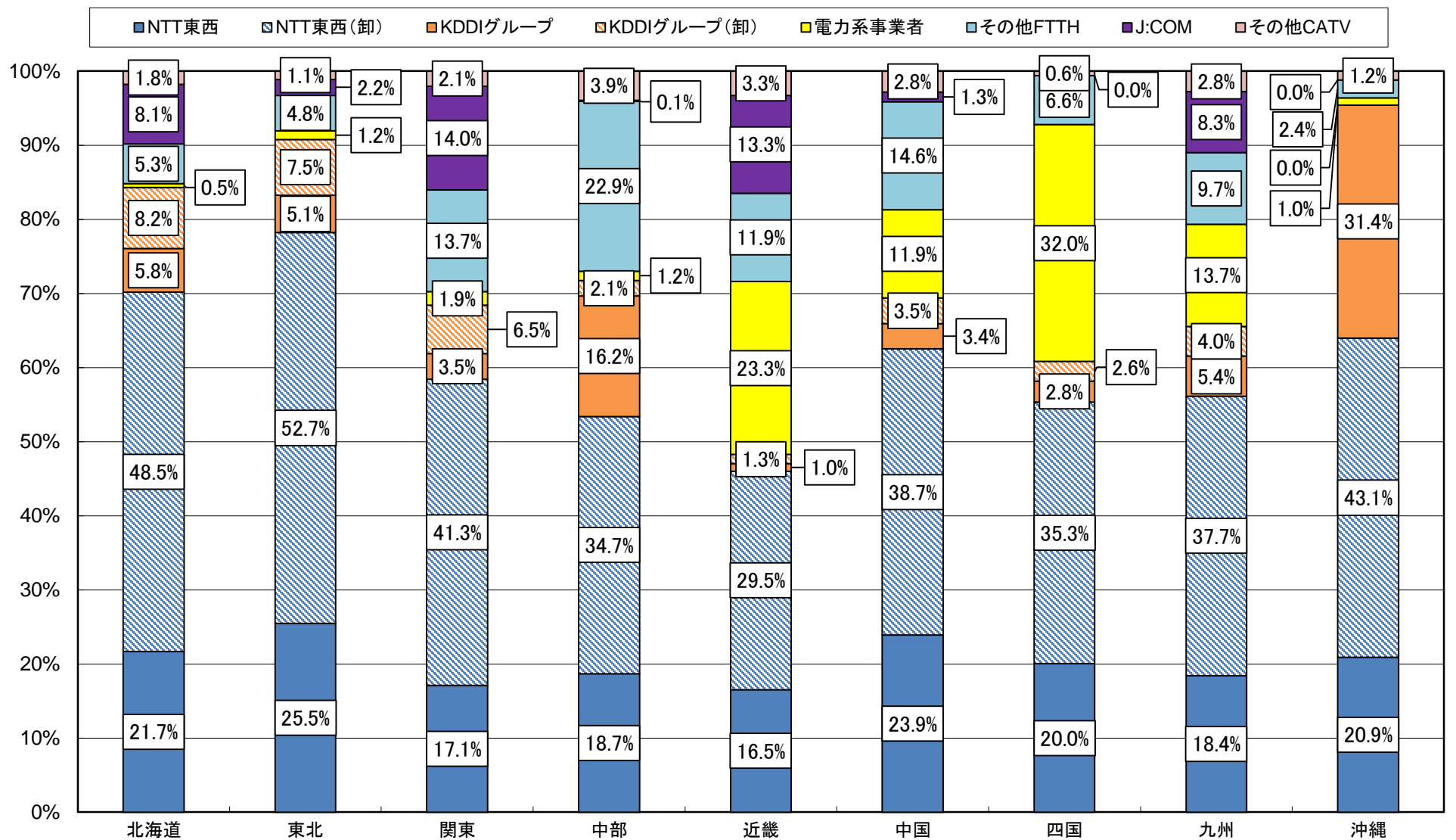
イメージ図



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

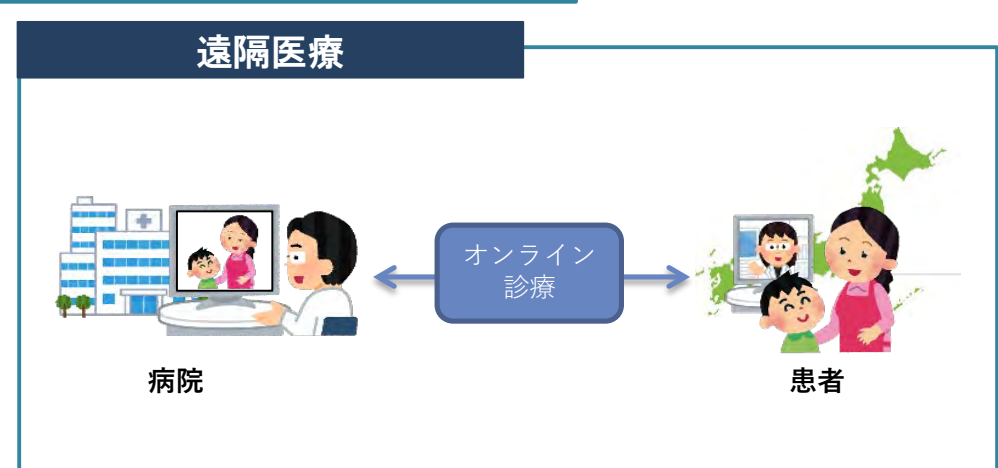
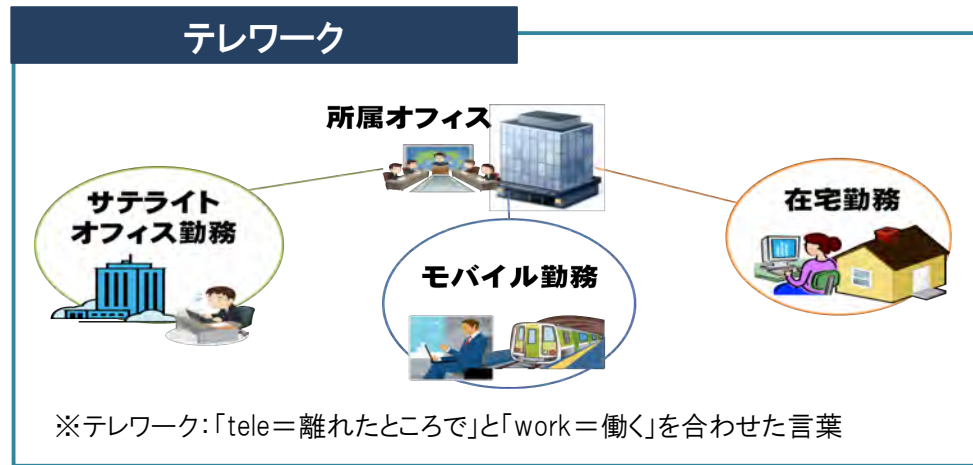
有線ブロードバンド市場の現状(地域別の事業者シェア)

有線ブロードバンドは、NTT東西等の全国事業者のほか、電力系の通信事業者や地場のCATV事業者、公設公営の自治体など、様々な事業者によって提供されている。



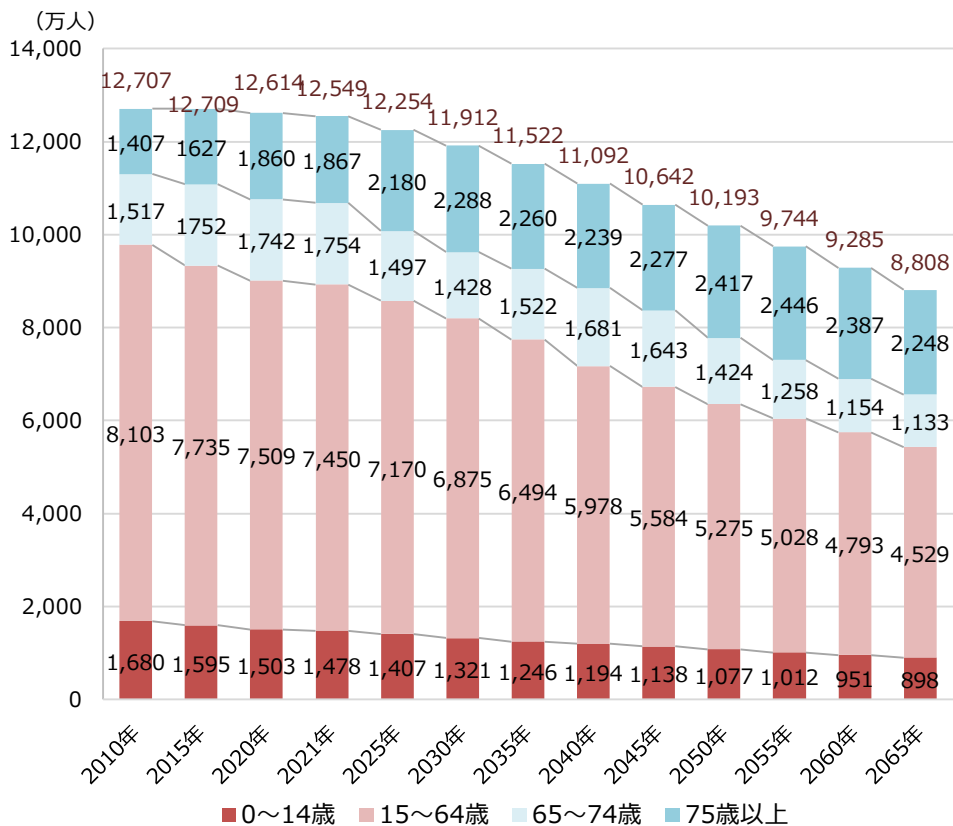
出典: 電気通信事業報告規則に基づく報告 (2021年3月末時点)

- 我が国が目指す未来社会であるSoceity5.0においては、**場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らし方**を実現することが期待されており、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスが不可欠な役割を果たすと想定**されている。
- また、**新型コロナウイルス感染症への効果的な対処を図るため、対面による接触を前提とせず**に**社会経済活動の持続的な実施を可能とする「新たな日常」を構築**することが求められており、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等が不可欠な役割を果たすと考えられる。**
- これらのサービスは、**大容量のデータ通信を、リアルタイムかつ双方向で、常時行える環境**（※）が存在することを前提としている。
※ 継続的・安定的にテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する環境を十分に確保する上で有線ブロードバンドは不可欠。



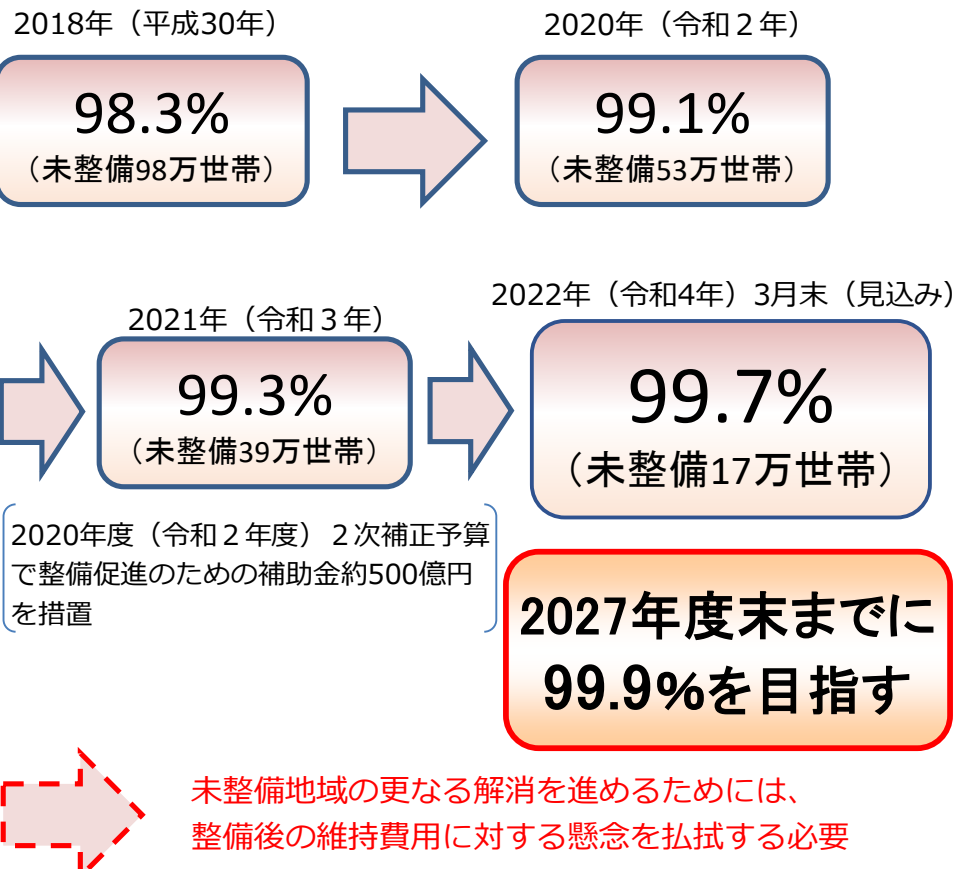
- 地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により、採算性が悪化しつつある。今後、人口減少が一層進展した場合、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難になる可能性。
- 近年、補正予算等を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド未整備地域の解消が進展したが、依然として、光ファイバ未整備のエリアが約17万世帯存在（2022年（令和4年）3月末時点）。未整備の主要な理由の一つが、整備後の維持可能性への懸念。

日本の人口の推移



出典：高齢社会白書(2022年版)を基に総務省作成

全国の光ファイバの世帯カバー率 (各年3月末 推計値)



- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(2019年(令和元年)12月17日)を踏まえ、ブロードバンドのユニバーサルサービス化等について集中的・専門的な検討を進めるため、**2020年(令和2年)4月から「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」での検討を開始。**
- 2021年(令和3年)9月28日に中間取りまとめを行い、**2022年(令和4年)2月2日の第18回研究会**において、**最終取りまとめ。**
- 最終取りまとめを踏まえ、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を2022年(令和4年)3月4日に国会提出。**同年6月13日に改正法成立。**

2020年(令和2年)		2021年(令和3年)		2022年(令和4年)		
4月		9月		2月	3月	6月
4/3(金)		9/28(金)		2/2(水)	3/4(金)	6/13(月)
● ...		● ...		● ...		
第1回		第14回 中間取りまとめ		第18回 最終取りまとめ	法律案 通常国会提出	改正法 成立

ユニバーサルサービス交付金制度は、ある1年間の事業者の収支実績を基に、次年に赤字額・支援額を算定・認可し、次々年に徴収・交付する仕組み。

上記を踏まえ、交付金の交付は令和7年からとなる見込み。

構成員

- (座長) 大橋 弘 東京大学 副学長
- (座長代理) 相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
- 岡田 羊祐 一橋大学大学院 経済学研究科 教授
- 穴戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
- 関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
- 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
- 林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授
- 藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授
- 三友 仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科長・教授

- (オブザーバ) 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会
- (一社) テレコムサービス協会
- (一社) 電気通信事業者協会
- (一社) 日本インターネットプロバイダー協会
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本電信電話(株)
- KDDI(株)
- ソフトバンク(株)
- (株) オプテージ

- NTT東西独力による日本全国の電話網の維持が困難となったことを踏まえ、2001年(平成13年)の電気通信事業法の改正により、
 - **基礎的電気通信役務**(国民生活に不可欠であるため、ユニバーサルサービスとしてあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス)に**固定電話、公衆電話、緊急通報**を位置付けるとともに、
 - **当該役務の提供事業者**(NTT東・西)に、**交付金を交付する制度**(ユニバーサルサービス交付金制度)を創設。
- 交付金の原資は、**受益者負担**の考え方にに基づき、**NTT東西の電話網と接続する各事業者が負担**(利用者に転嫁)

該当するサービス

固定電話 公衆電話 緊急通報
(110, 118, 119)



※携帯電話、ブロードバンド、電子メール等は、基礎的電気通信役務ではない。



現行のユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者



負担金

(電気通信番号数に応じて負担)

2円/月・番号
(令和4年)

補填

支援対象事業者

NTT東日本
NTT西日本

交付金

(赤字の一部を補填)

68億円
(令和3年度認可)

- 基礎的電気通信役務支援機関（＝一般社団法人・電気通信事業者協会）が負担対象事業者から負担金を徴収し、適格電気通信事業者（＝NTT東西）に交付金を交付（民間事業者間の相互扶助の仕組み）
- 毎年の負担金・交付金の額は、審議会への諮問やパブコメを経て、総務大臣が認可。

